

J A M 政策NEWS

2003年9月9日 第2004-1号

【発行】J A M

【発行責任者】大山勝也

【編集】社会政策局

03-3451-2586

E-MAIL : syakai@jam-union.or.jp

厚生労働大臣、年金改革試案発表

9月5日、坂口厚生労働大臣は2004年の年金改正についての試案「年金改革における給付と負担の見直し」を正式に発表しました。この試案は、年金制度改革の争点である「保険料負担

の上限と給付水準の下限」について、坂口大臣としての基本的な考え方を示したものであり、「保険料固定方式」の導入を前提としています。

【厚生労働大臣試案の骨子】

最終的な保険料水準を固定し、少子化等の社会経済情勢の変動に応じて給付水準を調整する「保険料固定方式」を基本とする。

厚生年金の保険料は、年収の20%を超えない水準を基本とする。
国民年金の保険料は月額18,000円台までにとどめる。

現行 厚生年金 = 13.5%
国民年金 = 13,300円

将来の給付水準は、現役世代の手取り賃金の50%から50%台半ば程度を確保する。

現在は59.4%

年金積立金の水準は抑制し、95年後に給付費の1年分程度になるよう取り崩す。

年金積立金 = 年金保険料の一部を将来の年金給付に備えて積み立てた資金。一部株式運用している。現在約150兆円、給付費の4年分程度の規模

今回改正で、基礎年金の国庫負担割合を2分の1へ引き上げる。

現在は3分の1

老後の生活に重大な影響

大臣試案の前提になっているのは、昨年12月に厚生労働省がたたき台で示した方式です。これは厚生年金の最終保険料を現在の13.58%から20%まで引き上げ、給付は59%を52%に、さらに少子化が進行すれば45%まで引き下げるといふものです。

これでは、年金を受給するまでは、年金額が推定できなくなり、老後の生活設計が困難になります。また、低年金者、単身女性、障害年金受給者等も一律に給付削減され、公的年金が老後所得や生活保障の柱と位置づけられなくなります。さらに削減された水準は、年金裁定時(もらいはじめ)の給付水準で、その後年々水準が低下していく可能性があります。高齢者になっても医療・介護保険料の負担があり、医療費も

若年世代よりかかること等を考えると、老後の生活に重大な影響を及ぼすこととなります。

今後、厚生労働省はこの大臣試案や12日にとりまとめられる社会保障審議会・年金部会の意見書をもとに、改革案骨子を示し、年末に年金改革案を決定する予定です。

年金制度の抜本改革を

保険料固定方式による大幅な給付削減は、国民の年金不信をさらに高め、到底認められるものではありません。

JAMは連合と連携して、現行の給付水準維持と基礎年金の税方式化を含む年金制度の抜本改革に向けた取り組みを引き続き行っていきます。